情報コーナー

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
（執筆担当：関東化学株式会社　會田 恵介）

化学物質に関する法律で令和８年５月から令和８年８月までに改正などのあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページなどでご確認ください。

1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係

1）第一種特定化学物質の追加指定

政令 171 号（令和８年５月 22 日付）により４物質が「第一種特定化学物質」に指定されました。

①ペルフルオロアルカン酸（炭素数が９から 21 までのものに限る。）（別名 LC-PFCA。以下「長鎖ペルフルオロアルカン酸」という。）又はその塩

②長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素原子、塩素原子及び臭素原子以外の原子と直接に結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が８から 20 までのものに限る。）を有する化合物であつて自然的作用による化学的変化により長鎖ペルフルオロアルカン酸を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質（ペルフルオロオクタン酸関連物質を除く。）をいう。）

③チオりん酸 *O*,*O*－ジエチル－*O*－（3,5,6－トリクロロ－2－ピリジル）（別名クロルピリホス）

④ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が 14 から 17 までのものであって、塩素の含有量が分子量の 45 パーセント以上のものに限る。）（別名 MCCP）

第一種特定化学物質が使用されている製品のうち、輸入禁止製品として以下が追加されました。

第一種特定化学物質	製品
24. 長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩	1. 潤滑油 2. はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 3. 塗料 4. はつ水剤及びはつ油剤 5. 接着剤及びシーリング用の充塡料 6. 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 7. はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 8. はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 9. ワックス 10. 業務用写真フィルム
25. 長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質	1. 潤滑油 2. はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 3. 塗料 4. はつ水剤及びはつ油剤 5. 接着剤及びシーリング用の充塡料 6. 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 7. はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 8. はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 9. ワックス 10. 業務用写真フィルム
26. クロルピリホス	木材用の防虫剤

27.MCCP	1. 潤滑油、切削油及び作動油 2. 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 3. 樹脂用の可塑剤 4. 塗料 5. はつ水剤及び繊維保護剤 6. 接着剤及びシーリング用の充填料

第一種特定化学物質等が使用された製品として、以下が加えられました。

第一種特定化学物質	製品
長鎖ペルフルオロアルカン酸又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

（施行日：令和 8 年 11 月 22 日）

【経済産業省ホームページ：
https://www.meti.go.jp/press/2026/05/20260519001/20260519001.html】

2）表示対象となる第一種特定化学物質の追加

厚生労働省･経済産業省･環境省告示第 5 号（令和 8 年 6 月 12 日付）により、表示対象となる第一種特定化学物質（PFOS 等）の範囲が見直され、以下の物質が追加されました。

①ペルフルオロ（ヘキサン－1－スルホン酸）関連物質

（施行日：令和 8 年 6 月 17 日）

【経済産業省ホームページ：
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/about/laws/laws_k_r080617_PFOS_etc.pdf】

3）新規化学物質の公示（「第一種特定化学物質」以外）

厚生労働省・経済産業省・環境省公示により、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 4 条第 1 項第 2 号から第 4 号に該当する旨の通知をされた新規化学物質の名称が、新たに公示されました。

（通し番号 1823 ～ 1860 ／ 38 物質）

【経済産業省ホームページ：
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/kouji_260731.pdf】

2. 労働安全衛生法 関係

1）新規化学物質の名称の公表

労働安全衛生法第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出があった新規化学物質の名称が 169 件公表されました。

（通し番号 32611 ～ 32779）

【厚生労働省 職場のあんぜんサイト：
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/202606kag_new.htm 】

3. 医薬品医療機器等法 関係

1）指定薬物の追加

厚生労働省令第 103 号（令和 8 年 6 月 17 日付）により、次の 3 物質が指定薬物に追加されました。

① *N*－イソプロピル－5－メトキシトリプタミン及びその塩類

② 1－(2－ジエチルアミノ)エチル－2－(3,4－メチレンジオキシフェニル)メチル－5－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

③ 2－[4－(2－フルオロエトキシ)ベンジル]－5－ニトロ－1－[2－(ピロリジン－1－イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

（施行日：令和 8 年 6 月 27 日）

【厚生労働省法令等データベースサービス：
https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260618I0010.pdf 】

【厚生労働省ホームページ：
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00053.html 】

厚生労働省令第 131 号（令和 8 年 8 月 18 日付）により、次の 4 物質が指定薬物に追加されまし

た。

① *N*－イソブチル－5－メトキシトリプタミン及びその塩類

②1－(2－ジエチルアミノ)エチル－2－(4－イソブトキシベンジル)－5－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

③1－(2－ジエチルアミノ)エチル－2－[4－(2－フルオロエトキシ)ベンジル]－5－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

④*N*,*N*－ジエチル－4－(フェロセンカルボニル)－7－メチル－4,6,6a,7,8,9－ヘキサヒドロインドロ[4,3－*fg*]キノリン－9－カルボキサミド及びその塩類

(施行日：令和8年8月28日)

【厚生労働省法令等データベースサービス：https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260819I0010.pdf】

【厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00056.html】

2) 指定薬物から削除

厚生労働省令第135号(令和8年8月27日付)により、次の3物質が指定薬物から削除されました。(政令第258号での麻薬指定に合わせて削除されました)

①2－(4－イソプロポキシベンジル)－5－ニトロ－1－[2－(ピロリジン－1－イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

②2－(4－エトキシベンジル)－1－(エチルアミノ)エチル－5－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

③メチル＝2－[1－(4－フルオロベンジル)－1*H*－インダゾール－3－カルボキサミド]－3,3－ジメチルブタノアート及びその塩類

(施行日：令和8年9月6日)

【厚生労働省法令等データベースサービス：https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260827I0010.pdf】

4. 麻薬及び向精神薬取締法 関係

1) 麻薬に指定

政令第258号(令和8年8月7日付)により、次の3物質が「麻薬」に指定されました。

(施行日：令和8年9月6日)

①2－(4－イソプロポキシベンジル)－5－ニトロ－1－[2－(ピロリジン－1－イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類

②2－(4－エトキシベンジル)－1－(エチルアミノ)エチル－5－ニトロベンズイミダゾール及びその塩類

③メチル＝2－[1－(4－フルオロベンジル)－1*H*－インダゾール－3－カルボキサミド]－3,3－ジメチルブタノアート及びその塩類

(施行日：令和8年9月6日)

【厚生労働省法令等データベースサービス：https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H260807I0010.pdf】

【厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000212707_00054.html】

以上